

事例番号:300064

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第五部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 33 週 6 日 腸管拡張を認める

妊娠 34 週 2 日 - 夜から胎動減少の自覚あり

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 34 週 3 日

9:00 超音波断層法で胎児水腫(胸水、腹水)を認め搬送元分娩機関入院

妊娠 34 週 4 日

14:30 胎便性腹膜炎疑いのため当該分娩機関へ母体搬送、入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 34 週 4 日

16:32 胎児水腫、骨盤位のため帝王切開により児娩出、骨盤位

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:34 週 4 日

(2) 出生時体重:2642g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.345、PCO<sub>2</sub> 36.6mmHg、PO<sub>2</sub> 22mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 20.0mmol/L、BE -6mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:気管挿管、人工呼吸(チューブ・バック)

(6) 診断等:

出生当日 非免疫性胎児水腫、胎便性腹膜炎(腸回転異常症による捻転、回腸穿孔)の診断

試験開腹腸穿孔部縫合閉鎖、腸回転異常症手術を施行

生後 5 日 消化管穿孔を再発

急性汎発性腹膜炎手術、人工肛門造設術を施行

生後 10 日 動脈管開存による血流増加と呼吸状態の悪化を認める

生後 12 日-14 日 臓器血流の減少を認める

生後 15 日 頭部超音波断層法で拡張期血流の減少を認める

動脈管結紮術を施行

(7) 頭部画像所見:

生後 46 日 頭部 MRI で PVL(脳室周囲白質軟化症)を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

### <搬送元分娩機関>

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 4 名

看護スタッフ:助産師 5 名

### <当該分娩機関>

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考える。

(2) 児の脳の虚血(血流量の減少)の原因は、出生前の胎便性腹膜炎を原因とした胎児水腫および生後の消化管穿孔による腹膜炎や動脈管開存による一連の循環不全であると考える。

(3) 児の未熟性が PVL 発症に関与した可能性があると考える。

### 3. 臨床経過に関する医学的評価

#### 1) 妊娠経過

- (1) 妊娠 33 週 5 日までの妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関において、妊娠 33 週 6 日に胎児の腸管拡張を認めたが経過良好と判断し、2 週間後の受診としたことは選択されることの少ない対応である。

#### 2) 分娩経過

##### (1) 搬送元分娩機関

- ア. 妊娠 34 週 3 日に胎動減少、腹部緊満感のため受診した際の対応(分娩監視装置装着、胎児心拍数陣痛図所見より体位変換、胎児振動音響刺激試験の実施、超音波断層法で胎児胸腹水を認め精密検査が必要と判断したこと、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、胎動減少自覚、胎児胸腹水あり、基線細変動確認のため入院としたこと)は一般的である。
- イ. 妊娠 34 週 3 日入院後の対応については賛否両論がある。
- ウ. 胎児胎便性腹膜炎疑いで当該分娩機関へ母体搬送を行ったことは一般的である。

##### (2) 当該分娩機関

- ア. 胎児水腫、骨盤位と診断し帝王切開を実施したことは一般的である。
- イ. 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- ウ. 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

#### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 当該分娩機関 NICU に入室としたことは一般的である。

### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

#### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

##### (1) 搬送元分娩機関

- ア. 胎児の腸管拡張などの胎児異常所見を認めた場合の胎児管理基準(健診間隔、紹介もしくは搬送基準など)について検討することが望まれる。

1. 胎児水腫を認めた場合の胎児管理基準(胎児監視方法、児の娩出時期を含めた母体搬送時期など)について検討することが望まれる。

**(2) 当該分娩機関**

なし。

**2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項**

**(1) 搬送元分娩機関**

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

**(2) 当該分娩機関**

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

**3) わが国における産科医療について検討すべき事項**

**(1) 学会・職能団体に対して**

胎児水腫、胎便性腹膜炎症例の胎児管理の基準(胎児監視方法、児の娩出時期、母体搬送時期等)について検討することが望まれる。

**(2) 国・地方自治体に対して**

なし。